

## 訪問リハビリ料金表

### 利用料

#### (1) 法定給付内サービス

区分	利 用 料
法定代理受領の場合	訪問(予防)リハビリテーションにかかる介護報酬額の総額から保険負担分を引いた金額(各種加算がある場合は、加算合計後の総額)
法定代理受領でない場合	訪問(予防)リハビリテーションにかかる介護報酬額の総額(各種加算がある場合は、加算合計後の総額)

#### 支払い方法

毎月の初回利用日に前月分の請求を致しますので、お支払いをお願いいたします。

お支払い頂きますと、領収書を発行いたします。

お支払い方法は基本的に口座引き落でお願いいたします。(事務手数料99円頂きます。)

#### 【 訪問リハビリテーション 基本サービス費 】

介護報酬単位数(1単位=10.83円)

※1割負担の場合

			単位数		自己負担額/日
基本単位	20分/回	要支援1	298		322円
		要支援2	298		322円
		要介護1	308		333円
		要介護2	308		333円
		要介護3	308		333円
		要介護4	308		333円
		要介護5	308		333円
	40分/回	要支援1	596		644円
		要支援2	596		644円
		要介護1	616		666円
		要介護2	616		666円
		要介護3	616		666円
		要介護4	616		666円
		要介護5	616		666円
	60分/回	要支援1	894		966円
		要支援2	894		966円
		要介護1	927		999円
		要介護2	927		999円
		要介護3	927		999円
		要介護4	927		999円
		要介護5	927		999円

<訪問リハビリテーション加算>

(1単位=10.83円)

事業所の医師がリハ計画書に係る診療を行わない場合 (該当者のみ)	-55円/ 20分につき 1回	リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに、「適切な研修の修了等」をした事業所以外の医師が診療等をした場合
利用開始の属する月から12月を越えて利用した場合 (要支援認定者のみ)	-32円 20分につき 1回	受給者数や利用期間及び利用者のADL等を踏まえ、適切なサービス提供とする観点から、介護予防サービスにおけるリハビリテーションについて、利用開始から一定期間が経過した要支援認定者の場合
短期集中リハビリテーション実施加算	218円/日	退院(所)認定より3ヶ月以内に個別にリハビリを行った場合
サービス提供体制加算	7円/ 20分につき 1回	療法士のうち、勤続7年以上の療法士が一定以上、同一法人に勤務する職員がいる場合
訪問リハビリマネジメント加算2	230円/月	ご自宅でリハ会議を開催。リハ計画書の説明と同意、見直しに加え、ご家族や関係サービススタッフと課題や取り組みについてカンファレンスを3か月に1回行います。
退院時共同指導加算	642円/回	退院後早期に連続的で質の高いリハビリを行うため、リハ職員が退院前カンファレンスに参加し医療機関と連携した場合
通常の事業の実施地域を越えて行う交通費		事業の実施地域を越える地点から自宅まで交通費の実費(自動車を使用した場合の交通費は、次の額)を徴収。 ① 事業の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル未満 300円 ② 事業の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 500円